

「指定短期入所生活介護」及び「指定介護予防短期入所生活介護」

リフレッシュコア中通

重 要 事 項 説 明 書

<令和7年5月1日現在>

当施設は介護保険の指定を受けています。
(秋田県指定 第0570117473号)

当施設はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 施設の概要
3. 職員の配置状況
4. 当施設が提供するサービスと利用料金
5. 苦情の受付について
6. 契約締結からサービス提供までの流れ
7. サービス提供における事業者の義務
8. サービスの利用に関する留意事項
9. 損害賠償について
10. サービス利用をやめる場合
11. 緊急時・事故発生時の対応
12. 安全対策

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 北杜
- (2) 法人所在地 秋田県秋田市下新城中野字街道端西 1 1 番地 1
- (3) 電話番号 0 1 8 - 8 7 3 - 7 8 0 1
- (4) 代表者氏名 理事長 碓屋 誠一
- (5) 設立年月 平成 9 年 8 月 8 日

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護施設及び指定介護予防短期入所生活介護施設
秋田県 0 5 7 0 1 1 7 4 7 3 号
- (2) 施設の目的 介護保険法に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 リフレッシュコア中通
- (4) 施設の所在地 秋田県秋田市中通 4 丁目 3 - 2 3
- (5) 電話番号 0 1 8 - 8 7 4 - 8 2 7 7
- (6) 管理者 佐々木 将樹
- (7) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上 5 階建
- (8) 建物の延べ床面積 3, 6 7 6. 8 6 m²
- (9) 当施設の運営方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるように努めるものとする。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- (10) 開設年月 平成 2 1 年 3 月 1 日
- (11) 営業日及び営業時間
営業日 : 年中無休 ・ 相談受付時間 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
- (12) 利用定員 2 2 人
- (13) 送迎の実施地域 秋田市内
- (14) サービスの利用

要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となりますが、以下の方はご遠慮願います。

- ①入院加療を要する病態である方。
- ②伝染性疾患を有し、他の利用者に伝染させるおそれがある方。

(15) 居室等の概要

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（1人部屋）	10室	各ベッドサイドにナースコール設置
2人部屋	2室	各ベッドサイドにナースコール設置
4人部屋	4室	各ベッドサイドにナースコール設置
合 計	16室	
食 堂	1室	居室階各1ヶ所
機能訓練室	1室	各階食堂兼用
浴 室	1室	居室階各1ヶ所及び特別浴室1ヶ所
医務室	1室	
静養室	1室	
相談室	1室	
面談室	1室	

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆その他：各ベッドサイドの他に利用者トイレ及び浴室にナースコールを設置しております。また、全館に冷暖房設備及びスプリンクラーを設置しております。居室には、洋服ダンスまたはチェストを備え付けていますので、私物の整理・保管にご利用下さい。

3. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名（常勤兼務）	1名
2. 生活相談員	2名（常勤兼務）	1名
3. 介護職員	11名（常勤）	10名
4. 看護職員	1名（常勤兼務）	
5. 機能訓練指導員	1名（常勤兼務）	1名
6. 医師	1名（非常勤1名）	必要数
7. 事務員	2名（常勤兼務）	—
8. 管理栄養士	1名（常勤兼務）	1名
9. 調理員	6名（常勤兼務）	—

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
 $1名（8時間 \times 5名 \div 40時間 = 1名）$ となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月・水曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 7:00～16:00 1名 日勤 8:30～17:30 1名 遅番 10:00～19:00 1名 夜勤 16:30～ 9:30 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 7:30～16:30 名 日勤 8:30～17:30 1名
4. 機能訓練指導員	日勤 8:30～17:30
5. 生活相談員	日勤 8:30～17:30
6. 事務員	日勤 8:30～17:30
7. 管理栄養士	日勤 8:30～17:30
8. 調理員	早番 6:00～15:00 遅番 10:30～19:30

☆土日は上記と異なります。

＜配置職員の職種＞

介護職員… 利用者の日常生活上の介護、介助を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員(看護職員含む)を配置しています。

看護職員… 主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

1名の看護職員を配置しています。

生活相談員… 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活相談員を配置しています。

機能訓練指導員… 利用者の状況に合わせた機能訓練計画に基づき訓練を行います。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

管理栄養士… 利用者の献立の作成、栄養指導等の食事管理を行います。

1名の管理栄養士を配置しています。

医師… 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

なお、主治医としては受け付けておりません。

1名の医師（非常勤）を配置しています。

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスについて、当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

①利用料金が介護保険から給付される場合

②利用料金の全額を利用者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、食費、居住費を除き、通常9割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。体調による都合や、ご希望があれば居室での食事も可能です。

（食事時間）

朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～

②入浴

- ・プライバシーを厳守し、入浴又は清拭を週2回行います。短い利用期間でも1度は入浴できるように配慮致します。又、行事等の都合により、入浴日は変更する場合があります。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・必要な方には更衣の介助を行います。

③排泄

- ・プライバシーを厳守し、排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④健康管理

- ・医師（非常勤）や看護職員が日常の健康管理を行います。
- ・服薬の管理は原則看護職員が行いますが、ご希望があれば自己管理して頂き見守りをを行います。

⑤口腔ケア

- ・食事の後には、口の中の清潔の保持や肺炎防止のため、歯みがき、うがい、入れ歯の手入れ、舌苔（舌の表面にある白いもの）の除去を行います。利用者の身体状況により歯みがき等が難しい場合には、ガーゼを湿らせて口の中をきれいにします。

⑤機能訓練

- ・生活リハビリの考え方により、日常生活の中での動作を大切にし、身体機能の回復またはその減退の防止に努めます。

⑥レクリエーション

- ・介護職員等により、楽しみを持てる活動を行います。

⑦送迎サービス

- ・入退所時の基本送迎地域は秋田市とし、ケアプランに沿って、ご自宅と施設間の送迎を行います。また、入退所時の送迎がご自宅以外の場合は、無料にて送迎を行います。なお、病院受診の送迎については、ご希望の一週間前までにご相談いただければ秋田市内

の病院に限り無料で行います。院内の付き添いは対応しておりません。車輛の運行状況により希望に添えない場合がありますので、ご了承願います。

＜秋田市の介護タクシー＞

社 名	電 話 番 号
キングタクシー(株) 訪問介護事業所	018-864-7712
キングタクシー(株) 泉大橋営業所	018-864-5859
国際タクシー(株)	018-833-5931
あさひ自動車(株) あさひタクシー	018-831-0015
(有)千秋ケアサービス まごころタクシー	018-833-0556
介護福祉タクシー ゆうゆうサポート(株)	018-880-6776

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に努めます。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう努めます。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

＊料金改定があれば、随時料金表を改定させていただきます。

～算定加算～

1 体制加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	: 22 単位
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	: 13 単位
看護職員等配置加算（Ⅰ・Ⅱ）	: 12 単位
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	: 10 単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	: 8.30%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	: 2.70%

2 実施加算

送迎加算	: 184 単位
療養食加算	: 8 単位
若年性認知症利用者受入加算	: 120 単位
緊急短期入所受入加算	: 90 単位

3 該当者が減算される加算

長期利用者減算 : -30 単位

第1段階	生活保護受給者又は世帯全員が住民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税世帯かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下
第3段階②	世帯全員が住民税非課税世帯かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超
第4段階	上記以外

令和7年5月～ リフレッシュコア中通 料金表【負担限度額段階別利用料】									
○第1段階								令和7年5月1日～	
	個室／ 多床室	(併設型基本単価(1割負担)＋注1) ×処遇改善加算Ⅰ(14.0%)		食費		滞在費		日額合計	
要支援1 (5032)	個室	540	円	300 円		380 円	680 円		
	多床室					円	300 円		
要支援2 (10531)	個室	665	円			380 円	680 円		
	多床室					円	300 円		
要介護1 (16765)	個室	741	円			380 円	680 円		
	多床室					円	300 円		
要介護2 (19705)	個室	820	円			380 円	680 円		
	多床室					円	300 円		
要介護3 (27048)	個室	903	円			380 円	680 円		
	多床室					円	300 円		
要介護4 (30938)	個室	983	円			380 円	680 円		
	多床室					円	300 円		
要介護5 (36217)	個室	1062	円			380 円	680 円		
	多床室					円	300 円		
○第2段階									
	個室／ 多床室	(併設型基本単価(1割負担)＋注1) ×処遇改善加算Ⅰ(14.0%)		食費		滞在費		日額合計	
要支援1 (5032)	個室	540	円	600 円		480 円	1,620 円		
	多床室		円			430 円	1,570 円		
要支援2 (10531)	個室	665	円			480 円	1,745 円		
	多床室		円			430 円	1,695 円		
要介護1 (16765)	個室	741	円			480 円	1,821 円		
	多床室		円			430 円	1,771 円		
要介護2 (19705)	個室	820	円			480 円	1,900 円		
	多床室		円			430 円	1,850 円		
要介護3 (27048)	個室	903	円			480 円	1,983 円		
	多床室		円			430 円	1,933 円		
要介護4 (30938)	個室	983	円			480 円	2,063 円		
	多床室		円			430 円	2,013 円		
要介護5 (36217)	個室	1062	円			480 円	2,142 円		
	多床室		円			430 円	2,092 円		

令和7年5月～ リフレッシュコア中通 料金表【負担限度額段階別利用料】											
○第3段階(1)						令和7年5月1日～					
	個室／ 多床室	(併設型基本単価(1割負担)＋注1) ×処遇改善加算Ⅰ(14.0%)		食費		滞在費		日額合計			
要支援1 (5032)	個室	540	円	1000	円	880	円	2,420	円		
	多床室		円			430	円	1,970	円		
要支援2 (10531)	個室	665	円			880	円	2,545	円		
	多床室		円			430	円	2,095	円		
要介護1 (16765)	個室	741	円			880	円	2,621	円		
	多床室		円			430	円	2,171	円		
要介護2 (19705)	個室	820	円			880	円	2,700	円		
	多床室		円			430	円	2,250	円		
要介護3 (27048)	個室	903	円			880	円	2,783	円		
	多床室		円			430	円	2,333	円		
要介護4 (30938)	個室	983	円			880	円	2,863	円		
	多床室		円			430	円	2,413	円		
要介護5 (36217)	個室	1062	円			880	円	2,942	円		
	多床室		円			430	円	2,492	円		
○第3段階(2)											
	個室／ 多床室	(併設型基本単価(1割負担)＋注1) ×処遇改善加算Ⅰ(14.0%)				食費		滞在費		日額合計	
要支援1 (5032)	個室	540	円	1300	円	880	円	2,720	円		
	多床室		円			430	円	2,270	円		
要支援2 (10531)	個室	665	円			880	円	2,845	円		
	多床室		円			430	円	2,395	円		
要介護1 (16765)	個室	741	円			880	円	2,921	円		
	多床室		円			430	円	2,471	円		
要介護2 (19705)	個室	820	円			880	円	3,000	円		
	多床室		円			430	円	2,550	円		
要介護3 (27048)	個室	903	円			880	円	3,083	円		
	多床室		円			430	円	2,633	円		
要介護4 (30938)	個室	983	円			880	円	3,163	円		
	多床室		円			430	円	2,713	円		
要介護5 (36217)	個室	1062	円			880	円	3,242	円		
	多床室		円			430	円	2,792	円		

※1 当施設加算は、要支援認定の方：【サービス提供体制加算Ⅰイ(22単位)】、要介護認定の方：【夜勤職員配置加算(13単位)、サービス提供体制加算Ⅰイ(22単位)】が対象です。 ※2 別途、他加算が算定される場合は、その都度、説明させていただきます。

令和7年5月～ リフレッシュコア中通 料金表【負担限度額段階別利用料】												
○負担割合1割 第4段階												
令和7年5月1日～												
		(併設型基本単価(1割負担)＋注1) ×処遇改善加算Ⅰ(14.0%)			食費		滞在費		日額合計			
個室／ 多床室												
要支援1 (5032)	個室	540		円	1600 朝食 420 昼食 630 夕食 550	円	1,231	円	3,371	円		
	多床室			円			915	円	3,055	円		
要支援2 (10531)	個室	665		円			1,231	円	3,496	円		
	多床室			円			915	円	3,180	円		
要介護1 (16765)	個室	741		円			1,231	円	3,572	円		
	多床室			円			915	円	3,256	円		
要介護2 (19705)	個室	820		円			1,231	円	3,651	円		
	多床室			円			915	円	3,335	円		
要介護3 (27048)	個室	903		円			1,231	円	3,734	円		
	多床室			円			915	円	3,418	円		
要介護4 (30938)	個室	983		円			1,231	円	3,814	円		
	多床室			円			915	円	3,498	円		
要介護5 (36217)	個室	1062		円			1,231	円	3,893	円		
	多床室			円			915	円	3,577	円		
○負担割合2割												
令和7年5月1日～												
		(併設型基本単価(1割負担)＋注1) ×処遇改善加算Ⅰ(14.0%)			食費		滞在費		日額合計			
個室／ 多床室												
要支援1 (5032)	個室	1129		円	1600 朝食 420 昼食 630 夕食 550	円	1,231	円	3,960	円		
	多床室			円			915	円	3,644	円		
要支援2 (10531)	個室	1380		円			1,231	円	4,211	円		
	多床室			円			915	円	3,895	円		
要介護1 (16765)	個室	1563		円			1,231	円	4,394	円		
	多床室			円			915	円	4,078	円		
要介護2 (19705)	個室	1720		円			1,231	円	4,551	円		
	多床室			円			915	円	4,235	円		
要介護3 (27048)	個室	1886		円			1,231	円	4,717	円		
	多床室			円			915	円	4,401	円		
要介護4 (30938)	個室	2046		円			1,231	円	4,877	円		
	多床室			円			915	円	4,561	円		
要介護5 (36217)	個室	2203		円			1,231	円	5,034	円		
	多床室			円			915	円	4,718	円		
○負担割合3割												
令和7年5月1日～												
		(併設型基本単価(1割負担)＋注1) ×処遇改善加算Ⅰ(14.0%)			食費		滞在費		日額合計			
個室／ 多床室												
要支援1 (5032)	個室	1769		円	1600 朝食 420 昼食 630 夕食 550	円	1,231	円	4,600	円		
	多床室			円			915	円	4,284	円		
要支援2 (10531)	個室	2145		円			1,231	円	4,976	円		
	多床室			円			915	円	4,660	円		
要介護1 (16765)	個室	2464		円			1,231	円	5,295	円		
	多床室			円			915	円	4,979	円		
要介護2 (19705)	個室	2700		円			1,231	円	5,531	円		
	多床室			円			915	円	5,215	円		
要介護3 (27048)	個室	2949		円			1,231	円	5,780	円		
	多床室			円			915	円	5,464	円		
要介護4 (30938)	個室	3189		円			1,231	円	6,020	円		
	多床室			円			915	円	5,704	円		
要介護5 (36217)	個室	3425		円			1,231	円	6,256	円		
	多床室			円			915	円	5,940	円		

※1 当施設加算は、要支援認定の方:【サービス提供体制加算Ⅰイ(22単位)】、要介護認定の方:【夜勤職員配置加算(13単位)、サービス提供体制加算Ⅰイ(22単位)】が対象です。※2 別途、他加算が算定される場合は、その都度、説明させていただきます。

※1 当施設加算は、要支援認定の方：【サービス提供体制加算Ⅰイ(22単位)】、要介護認定の方：【夜勤職員配置加算(13単位)、サービス提供体制加算Ⅰイ(22単位)】が対象です。※2 別途、他加算が算定される場合は、その都度、説明させていただきます。

☆介護保険の負担割合が2割若しくは3割負担となる方の料金については別紙料金表を参照。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

（注：ただし、短期入所への振り替え制度を実施している市町村においては、支給限度額の範囲内であれば償還払いとなる旨明記）

☆利用者に提供する食事の材料にかかる費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供

利用者に提供する食事にかかる費用です。

料金：朝食420円、昼食630円（おやつ込）、夕食550円
1日あたり1,600円（食材料費を含む）

②理髪・美容

出張サービスの理容・美容業者を紹介いたします。

料金：業者の料金表による。（実費）

③洗濯

普段着、パジャマ、下着類等については、当施設契約のクリーニング業者が洗濯致しますのでご利用料金はかかりません。ご家族様が洗濯して頂いてもかまいません。上記以外の物、ドライクリーニングやコート、タオルケットなどは別途実費料金がかかります。

④テレビ

各階食堂にテレビを設置しております。居室でご覧になりたい場合は、施設で用意しておりますが、数に限りがございます。又、ご家庭からの持ち込みも可能です。必要な方はご相談ください。

⑤レクリエーション・クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます。

料金：材料代等（実費）

⑥複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき：10円

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、個人使用分の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

（おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありませんが、施設指定以外のおむつ代に関しては、実費となります。）

⑧インフルエンザ予防接種

感染予防のため、インフルエンザ予防接種を予防接種が可能となる時期にかかりつけの病院で施行して頂く事となります。

料金：実費

⑨その他

上記料金にないものについては、その都度協議させていただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、契約時にご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)に係る料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額を以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

② 事務窓口での現金支払

②指定口座への振込

金融機関名	支店名	口座名	種別	口座番号
秋田銀行	秋田駅前支店	リフレッシュコア中通 管理者 佐々木 将樹	普通	9 8 0 2 7

③金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：秋田銀行、北都銀行

(4) 利用の中止、変更、追加

○ 利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○ 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員

○受付時間 8：30～17：30

(2) 第三者委員 高橋耕治、石井順子、木村里美

また、苦情受付ボックスを1階事務カウンターに設置しています。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

機 関 名	電 話 番 号
秋田市介護保険課	018-888-5672
秋田県国民健康保険連合会	018-883-1550
秋田県社会福祉協議会	018-864-2711

6. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。

7. サービス提供における事業者の義務

当施設では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ④施設は、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
また、施設において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- ⑤利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

8. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 来訪・面会

○来訪者は、事務カウンターに備え付けの面会カードに必ず記載して下さい。

面会時間 9：00～19：00

（ただし、土曜日・日曜日・年末・年始は9：00～18：00とします。）

面会に当たってはそれぞれに体調チェック*1を行っていただきます。また、来所された際には、施設受付において体温を測定して頂き、面会カードへの記入をお願いします。

また、かぜ症状などない場合でも、37℃以上の熱がある場合はご面会いただけません。

また、症状がない場合でも、感染症予防のためマスクの着用をお願いいたします。

*1 体調チェック：味覚、嗅覚の異常、のどの痛み、咳、鼻水、熱、だるさ など

○飲食物を持ち込む場合は、必ず職員に相談してください。又、必要と判断される場合には、職員がお預かりする場合がございます。

○来客駐車場は、台数に限りがございますので、基本的に近隣の有料駐車場をご使用下さい。

(2) 外出・外泊

○家族同伴に限り許可いたしますので、外出・外泊届を提出して下さい。ただし、外泊につきましては一旦、退所扱いとなり、ご利用希望があれば再入所となります。

(3) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 飲酒・喫煙

- 飲酒及び喫煙は、ご遠慮いただきます。

(5) 貴重品・現金等の管理

原則として貴重品・現金の持ち込みは、ご遠慮願います。やむを得ない事由がある場合は、事務所で預かりします。(預り書を発行します。) お預かりした貴重品、現金以外の紛失責任については、負いかねます。

(6) 動物飼育

当施設内へのペットの持ち込みは、ご遠慮願います。

(7) サービス利用中の医療の提供について

- 通院及び入院の際は、基本的に家族対応となります。
- 医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。また、訪問診療もご紹介いたします。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	秋田厚生医療センター
所在地	秋田市飯島西袋1-1-1
診療科	全科

9. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、利用者の自己責任による事故の場合は、責任を負いかねます。

10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②利用者が入院された場合③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②利用者による、サービス利用料金の支払いが、再三の催告にもかかわらず支払われない場合③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|--|

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

11. 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供期間中に、利用者の体調や病状が急変した場合やその他緊急に必要な場合には、家族や主治医、協力病院へ速やかに連絡を行います。

また、万一事故が発生した場合には、家族、市町村等に対して連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、再発を防ぐために対策を講じることとします。

12. 安全対策

(1) 非常時の対応

別に定める「リフレッシュコア中通消防計画」により対応いたします。

(2) 非常時通報の体制

城東消防署に自動通報され、全職員の連絡体制を確保しています。

(3) 非常時の訓練

別に定める「リフレッシュコア中通消防計画」により避難訓練年2回、消火訓練年2回を実施します。

(4) 防災設備の概要

スプリンクラー、自動火災報知機、火災通報設備、消火器、室内消火栓、ガス漏れ報知機、誘導灯、漏電火災報知機、非常用電源、カーテンや布団等は防災性能あり。

重要事項説明書及び各事項 同意書

指定介護 介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面重要事項及び金銭管理
・個人情報の使用に関わる事項について以下の通り同意いたします。

1. 個人情報に関わる利用目的の説明を受け、その内容に同意します。

☐顔写真について（ 広報誌、施設内掲示、インターネット ）○で囲んだ物のみ掲
示を承諾します。

☐いずれも掲載をお断りします。

2. 重要事項について、特別養護老人ホーム中通職員

（職種）（氏名）より説明を受け、その記
載事項に同意いたします。

令和 年 月 日

（ご利用者）

氏名 印

住所

（身元引受人）

氏名 印

住所

続柄